

■風致地区内で許可が必要となる主な行為

対象となる行為	行為の制限	許可を要しない行為
建築物その他の工作物(以下、建築物等)の新築、改築、増築又は移転	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物の高さ 15メートル以下 ・ 建ぺい率 40%以下 ・ 壁面後退距離 1メートル以上 ・ 位置、規模、形態及び意匠が周囲の風致と著しく不調和でないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地下に設ける建築物等 ・ 床面積が10平方メートル以下のもの（高さ15メートルを超えるものを除く） ・ 高さ1.5メートル以下の工作物
建築物等の色彩の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の風致と著しく不調和でないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根、壁面、煙突、門、へい、橋、鉄塔その他これらに類するものの以外の色彩の変更
宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑地率 20%以上 ※緑地率算定表を参照してください。 ・ 切土、盛土 5メートル以下 ・ 1ヘクタール以下で高さが5メートルを越える法が生ずる場合は、適切な植栽、その他の措置により、風致と著しく不調和とならないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10平方メートル以下、高さが1.5メートルを越える法を生じないもの
水面の埋立て又は干拓	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適切な植栽その他必要な措置により、周辺の風致と著しく不調和でなく、かつ、周辺の木竹の育成に支障を及ぼすおそれが少ないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10平方メートル以下のもの
木竹の伐採	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかに該当し、かつ、周辺の風致を損なうおそれが少ないこと ・ 必要最小限度の木竹の伐採 ・ 森林の択伐 ・ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐で1ヘクタール以下のもの ・ 森林である土地の区域外における木竹の伐採 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のために通常行なわれる木竹の伐採 ・ 枯損した木竹または危険な木竹の伐採など

土石の類の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・露天掘りでないこと。露天掘りであっても必要な措置により、周辺の風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・10平方メートル以下、高さが1.5メートルを越える法を生じないもの
屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・堆積面積10平方メートル以下かつ高さ1.5メートル以下